

2023年度環境物品等の調達の推進を図るための方針

2023年4月
独立行政法人国際協力機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。通称「グリーン購入法」）第7条及び第8条に基づき、2023年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という）を定めたので、第7条第3項の規定に基づき公表する。

I. 特定調達物品等の2023年度における調達目標

2023年度における個別の特定調達物品等【環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもので、リース契約、公共工事及び役務提供を含む】の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類（納入印刷物も含めることとする）

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー

2. 文具類

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、ステープラー（汎用型）、ステープラー（汎用型以外）、ステープラー針リムーバー、連射クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、事務用修正具（液状）、クラフトテープ、布粘着テープ（プラスティック製クロステープを含む）、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉）、マグネット（バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース（紙めくり用スポンジケース）、紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OAクリーナー（ウェットタイプ）、OAクリーナー（液タイプ）、ダストブロワー、レターケース、メディアケース、マウスパッド、OAフィルター（枠あり）、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、絵筆、絵の具、墨汁、のり（液状）（補充用を含む）、のり（澱粉のり）（補充用を含む）、のり（固形）、のり（テープ）、ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース、事務用封筒（紙製）、窓付き封筒（紙製）、けい紙、起案用紙、ノート、パンチラベル、タックラベル、インデックス、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー、額縁、テープ印字機等用カセット、テープ印字機等用テープ、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用）、

名札（衣類取付型・首下げ型）、鍵かけ（フックを含む）、チョーク、グラウンド用白線、
梱包用バンド

3. オフィス家具等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2023年度においても継続して使用する機種を除く。)

品目：いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、
掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブース、ディスプレイスタンド

4. 画像機器等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2023年度においても継続して使用する機種を除く。)

品目：コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、
ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ

5. 電子計算機等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2023年度においても継続して使用する機種を除く。)

品目：電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア

6. オフィス機器等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2023年度においても継続して使用する機種を除く。)

品目：シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機、
一次電池又は小型充電式電池

7. 移動電話等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2023年度においても継続して使用する機種を除く。)

品目：携帯電話、PHS、スマートフォン

8. 家電製品

電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫は、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。その他の品目について調達目標は100%とする。(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2023年度においても継続して使用する機種を除く。)

品目：電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ

9. エアコンディショナー等

業務用エアコンディショナーについては、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。その他の品目について調達目標は100%とする。(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2023年度においても継続して使用する機種を除く。)

品目：家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー、
ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ

10. 温水器等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2023年度においても継続して使用する機種を除く。)

品目：ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器

11. 照明

L E D 照明器具（投光器、防犯灯を除く）については、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。その他の品目について調達目標は100%とする。

品目：蛍光灯照明器具、L E D 照明器具(投光器、防犯等を除く)、L E D を光源とした内照式表示灯、電球形状のランプ（電球型蛍光ランプは除く）

12. 自動車等

小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ、乗用車用タイヤについては、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。その他の品目について調達目標は100%とする。(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2023年度においても継続して使用する機種を除く。)

品目：乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ、乗用車用タイヤ、
2サイクルエンジン油

13. 消火器

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：消火器

14. 制服・作業服等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：制服、作業服、靴、帽子

15. インテリア・寝装寝具

タイルカーペットは基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。その他の品目について調達目標は100%とする。(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2023年度においても継続して使用する機種を除く。)

品目：カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド、タフティッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、ベッドフレーム、マットレス

16. 作業手袋

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：作業手袋

17. その他繊維製品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ

18. ごみ袋等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：プラスティック製ごみ袋

19. 設備

太陽熱利用システムについては、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。その他の品目について調達目標は100%とする。
(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2023年度においても継続して使用する機種を除く。)

品目：太陽熱利用システム、節水機器、給水栓、日射調整フィルム、テレワーク用ライセンス、Web会議システム、低放射フィルム、太陽光発電システム、燃料電池、エネルギー管理システム、生ゴミ処理機、

20. 災害備蓄用品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：災害備蓄飲料水、缶詰、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品、非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源

21. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

22. 役務

調達を実施する以下の品目については、調達目標は100%とする。

品目：印刷、自動車整備、庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除、輸配送、旅客輸送（自動車）、クリーニング、飲料自動販売機設置、引越輸送、会議運営、省エネルギー診断、食堂、自動車専用タイヤ更生、庁舎等において営業を行う小売業務、加煙試験、タイルカーペット洗浄、印刷機能等提供業務

II. 特定調達物品等以外の2023年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

特定調達物品等以外の物品の選択に当たってはエコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努めるものとする。

III. その他環境物品等の調達推進に関する事項

- 環境物品等の調達推進は調達・派遣業務部主導の下、実施する。
- 本調達方針は、国内における全ての機関を対象とする。なお、在外事務所における調達及び海外向けの物品に関しては、多くの国・地域においてグリーン購入法が規定する基準に適合した環境物品等の調達が困難な状況にあるため対象外とするが、各国の実情に応じて可能な限り環境負荷に配慮した物品の調達に努めるものとする。
- 調達実績は調達・派遣業務部において可能な限り品目ごとに取りまとめ公表するものとする。
- 機器類等の使用についてはできる限り修理等を行い、長期間の使用に努めるものとする。
- 物品調達を担当する職員及び使用する職員等に対して、環境物品等の調達推進にあたって意識の向上を図るため、隨時グリーン購入法の内容につき啓発普及を図ることとする。
- 物品等を納入する業者、役務提供事業者、公共工事の請負業者、及び当機構が実施する事業に従事する者に対し、この基本方針に準じた環境物品等の調達を推進するよう働きかけることとする

以上